

2024年度認可外保育施設指導監督結果

2024年9月30日現在

実地調査日	施設名	種別	文書指導事項	改善報告日	改善状況	証明書交付
2024.5.23	川口 桂子	ベビーシッター	なし			○
2024.5.22	足立 麻衣	ベビーシッター	なし			○
2024.5.22	大塚 晶子	ベビーシッター	なし			○
2024.5.29	丹羽 久美子	ベビーシッター	(1) 健康診断を1年に1回受けること。 (2) 食事の提供（調乳等）を行う場合には、検便を実施すること。 (3) 安全計画を策定し、計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (4) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (5) 重大事故や所在不明等の事故発生時に、速やかに一宮市保育課へ報告できるよう、所定の様式を準備すること。	2024.8.16	改善済	○
2024.6.3	保育室 虹のひかり	その他	労働安全衛生法に基づく雇入時の健康診断及び定期健康診断を実施すること。	2024.7.19	改善済	○
2024.6.7	保育所JIN	その他	2024年5月の勤務実績において、保育従事者の複数配置や労働基準法に基づく休憩時間の確保が困難と思われる土日開所が見受けられたので、保育従事者の勤務体制を再検討すること。	2024.7.16	改善済	○
2024.6.25	Acorn International Preschool	その他	(1) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備に対して適切な安全管理を図ること。 ア 棚の上のテープカッターや水筒等は落下防止対策を施すこと。 イ 倉庫の開き戸は補助錠を取り付ける等、子どもが容易に開けられないようにすること。 ウ 棚等に転倒防止措置を施すこと。 (2) 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかどうかなどについて、園庭だけでなく、保育室内においても点検を定期的に実施し、記録すること。	2024.7.16	改善済	○
2024.6.25	特別養護老人ホームアル メゾンみづほ内保育所	その他	なし			○
2024.7.2	さくらゆうゆう保育園	企業主導型	なし			○
2024.7.4	まつまえ保育園	企業主導型	園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市保育課に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。	2024.8.13	改善済	○
2024.7.9	ぼちぼちえん一宮	その他	なし			○
2024.7.9	ラポルトインターナシヨ ナルキンダーガーデン	その他	なし			○
2024.7.11	たんばぼ加茂の里託児所	その他	なし			○
2024.7.11	たんばぼ鶴の里託児所	その他	なし			○
2024.7.16	医療法人尾張健友会千秋 病院 ぶんぶん保育室	その他	(1) 正規職員の休暇により、複数の職員配置が取れない時間帯が一部見受けられた。原則、保育従事者が複数となる職員配置の調整を徹底すること。 (2) 園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市保育課に報告できるよう、所定の様式を整備すること。	2024.9.4	改善済	○
2024.7.18	たんばぼ温泉デイサービ ス一宮	その他	食物アレルギーのある子どもについては、医師が記載した生活管理指導表等に基づいて対応すること。	2024.9.3	改善済	○
2024.7.18	株式会社ソトー事業所内 託児所	その他	継続して保育している乳幼児の健康診断は、1年に2回（おおむね6月毎）行ったことがわかるように、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	2024.9.9	改善済	○
2024.7.23	よこわ保育園	企業主導型	なし			○
2024.7.23	泰玄会病院院内託児所	その他	労働基準法に基づく休憩時間の確保が困難と思われる日曜開所が見受けられたので、保育従事者の勤務体制を整備すること。	2024.8.19	改善済	○
2024.7.25	一宮市萩の里特別養護老 人ホーム	その他	なし			○
2024.6.27	ヤクルト一宮保育ルーム	その他	なし			○
2024.6.27	ヤクルト木曽川保育ルー ム	その他	なし			○
2024.6.27	ヤクルト玉野保育ルーム	その他	(1) 感染症にかかっていることがわかった幼児及び感染症の疑いがある幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。 (2) 再登園時については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求め、保管しておくこと。	2024.9.2	改善済	○
2024.6.27	ヤクルト馬引保育ルーム	その他	なし			○
2024.7.29	一宮市立市民病院内保 育所	その他	なし			○
2024.7.30	ル・デンタ保育園	企業主導型	なし			○
2024.7.30	Head Start International Preschool	その他	なし			○
2024.8.1	なごみん木曽川園	その他	なし			○
2024.8.1	なごみん尾西園	企業主導型	なし			○
2024.8.6	フィリオ末広保育所	企業主導型	賠償すべき事項が発生した場合に備え、賠償責任保険に加入するなど、損害賠償を速やかに行うことができる体制を整備すること。	2024.9.20	改善済	○
2024.8.6	ヴィヴァキッズ	その他	(1) 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること。 (2) 職員に対し、安全計画について周知すること。 (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	2024.9.10	改善済	○
2024.8.8	キッズ神山保育所	企業主導型	なし			○
2024.8.8	のびのび広場なかまち保 育園	企業主導型	なし			○

2024.6.21	いろどり保育室	その他	(1) 常時複数の保育従事者を配置する体制を整備するとともに、その記録を残すこと。 (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考に適切な衛生管理に努めること。 ア 汚染作業区域と非汚染作業区域を明確にし、調理室内の衛生管理に努めること。 イ 調理台の上にごみや食べかけの食べ物、食器等放置せず、それぞれ適切な方法で廃棄、保存、保管すること。 ウ 調理室内にごみを放置せず、適切に処分すること。 エ 調理室内に乳幼児が簡単に立ち入ることができないように区画を設けること。 オ 調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について、腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する際には、庫内温度を測定し、記録に残すこと (3) おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス・ベビーベッド等で区画すること。 (4) 避難訓練と消火訓練の計画を作成し、毎月実施すること。またその記録を残すこと。 (5) 保育所保育指針にあるところの長期的な指導計画や短期的な指導計画を作成し実行すること。 (6) 専門分野や保育実践に関する外部研修に参加したり、園内研修を行ったりし、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努め、記録に残すこと。 (7) 「保育所における食事の提供ガイドライン」を参考に、食事摂取基準や乳幼児の嗜好を踏まえた一定期間の献立表を作成すること。また、献立に従った調理が適切に行われているか、確認すること。 (8) 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行うこと。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または乳幼児健康診断結果が記載された母子健康手帳の写しの提出を受けること。 (9) 乳幼児が1年に2回（おおむね6月毎）の健康診断を受けたことがわかるように、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 (10) 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。 (11) 調理に携わる職員は、おおむね月1回検便を実施すること。 (12) 安全計画を策定し、計画に従い幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (13) 職員が安全計画をよく理解し、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。 (14) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (15) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生の対応のためのガイドライン」を参考に、施設内の設備や備品、また定期的に利用する公園や散歩コース等を、利用児の年齢に合わせた視点で定期的に点検し、対応の記録を残すこと。 (16) 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、仕出し弁当の中に誤嚥等による窒息のリスクとなるようなものがないかチェックし、必要に応じて対処した記録等を残すこと。 (17) 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかどうかなどについて、保育室内外の点検を定期的に行い、記録に残すこと。 (18) 乳幼児の送迎用自動車に装備する安全装置について、令和6年4月1日から装備が義務化されたため、一宮市保育課からメールで送付された「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」等を参考に装備すること。 (19) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。 (20) 事故発生時には速やかに当該事実を一宮市保育課に報告できるように、「教育・保育施設等事故報告書ver.4」を整備しておくこと。 (21) 施設及びサービスに関する内容を、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示すること。 (22) サービス利用者に対して、契約内容を書面等にて交付すること。 (23) サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明を行うこと。	2024.9.24	改善中
-----------	---------	-----	--	-----------	-----